

日本中世における「母」

—安徳天皇を事例に—

栗山圭子

The “Mother” in Medieval Japan, From the Example of Emperor Antoku

KURIYAMA Keiko

Abstract

Unlike contemporary mothers with the burden of multiple, overlapping roles, from birth, nursing and childcare to overseeing education and representing the family at PTA meetings and school events, in medieval Japan, the role of mother was divided among multiple people. Based on the example of the “mother” of Emperor Antoku, this paper looks at the diversity of the medieval “mother” and their respective roles.

Emperor Antoku had eight “mothers,” who fall into three basic categories: emperor’s mother (*kokumo*), nursing mother (*menoto*) and designated mother (*junbo*). The first, the *kokumo*, is the emperor’s birthmother. The *kokumo* was expected more to assist in the area of public affairs—official duties and ceremonies—where the emperor served than in his day-to-day upbringing. Next, the *menoto* nursed the emperor as a baby and was in closest physical contact with him in all aspects of his life, handling his general upbringing, education and discipline. The designated mother, or *junbo*, was the characteristic “mother” during the period of the cloistered rule system (for nearly 100 years in the 12th century from the late Heian period to the early Kamakura period). When it was not possible for the *kokubo* to serve as the emperor’s guardian in public affairs, her primary duty as mentioned above, a *junbo* would be designated to function in her stead.

Analysis shows that the identity and timing of the four *junbo* of Emperor Antoku is connected to the political situation at the time; specifically, the dispute between Go Shirakawa (Antoku’s paternal grandfather) and Taira no Kiyomori (Antoku’s maternal grandfather).

Keywords: Emperor Antoku, emperor’s birthmother, nursing mother, designated mother, Taira no Kiyomori, Go Shirakawa

要 旨

産む、授乳する、育てる、教育する、PTA や学校行事への参加などで保護者役割を代表する等、「積みすぎた」現代の母とは異なり、日本中世においては、母役割は複数の人間によって分担されていた。本稿では、安徳天皇「母」を事例に、中世における多様な「母」とそれぞれの母役割について論じる。

安徳天皇には8人の「母」が存在した。それらは、国母（こくも）／乳母（めのと）／准母（じゅんぼ）に類型される。

第一に、国母とは、天皇の産みの母である。天皇に対する日常的奉仕や養育というよりも、特に、天皇の務める公務や儀式など公的空間における扶助を行うことが求められた。次に、乳母は、授乳をはじめ、養君の人生全般に寄り添い、もっともその身体に密着して、養育・教育・しつけを行った。第三の准母は、院政期（平安時代末～鎌倉時代初頭、ほぼ12世紀の100年間）に特徴的な「母」である。国母が上記した本来果たすべき公的空間における天皇の後見を行い得ないときに、准母はその代替を行うべく設定された。

安徳天皇の4人の准母の変遷を分析すると、誰が・どのタイミングで准母に選定されるかは、後白河院（安徳父方祖父）と平清盛（安徳外祖父）との抗争という、時の政局と連動していることがわかる。つまり、天皇に付された後天的な「母」である准母は、いかなる勢力が安徳の後見主体であるのかを明示するものであった。准母をはじめとする中世における多様な「母」の在り方は、まさに当該期の社会構造の中から生み出されたものなのである。

キーワード：安徳天皇、国母、乳母、准母、平清盛、後白河院

はじめに

「ワンオペ育児」なる言葉が流布するようになって久しい。多くは母親1人が、仕事・家事・育児の全てをこなさなければならない状況を指す。育児の面に限っても、まず産むことに始まり、授乳する（完全母乳育児の奨励等）、育てる（食事をつくる・食べさせる、遊びに連れていく、病気の世話をする等）、教育する（「お受験」、習い事の送り迎えやスケジュール管理等）、保護者役割を代表する（PTAや学校行事への参加等）、など、現代の日本の母親に要求される、あるいは母親自身が「やるべき」と内面化している項数は多く、その水準も高い。現代の日本社会では、母に対して過重な負荷が課されているのが現状であろう。

そうした「積みすぎた」現代の母とは異なり、日本中世においては、母役割は複数の人間によって分担されていた。「母」は時代によって一様ではない。中世の「母」は、現代の母はもちろんのこと、古代社会における母とも、また近世社会におけるそれとも異なっており、社会の変容にともない、母の在り方も母役割も変化する。そこで、本稿では、安徳天皇「母」を事例に、中世王家における多様な「母」とそれぞれの母役割について整理する。その上で、特に院政期社会に特有な「母」である准母に注目し、「平氏政権」期における政局と准母擁立の関係について考察することで、「母」が社会構造の中から生み出される様相について明らかにしたいと思う。

第一章 ささまざまな「母」—国母・乳母・准母—

本稿では、日本中世における「母」を分析するにあたり、12世紀後半に在位した安徳天皇（治承2年〈1178〉生～文治元年〈1185〉没）の「母」を素材として検討を進める。安徳天皇は平清盛の孫であり、治承・寿永の内乱のさなか、平家都落ちによって西海に伴われ、壇ノ浦にて祖母の二位尼時子に抱かれ入水した悲劇の天皇として著名な人物である。

安徳天皇には、8人の「母」がいた。当然のことながら、生物学的な生みの

親である母は1人である。とすると、その他の7人はどのような「母」なのか。中世王家の「母」は、①国母（こくも）②乳母（めのと）③准母（じゅんぼ）に類型される。まずはそれらの「母」が具体的にいかなる人物であったかを挙げ、それぞれの「母」の果たした機能について指摘する。

第一節 国母

安徳天皇の生母は、平清盛女・高倉天皇のキサキである建礼門院徳子である。日本中世において、天皇生母は国母（こくも）と称された¹。徳子は、王家との外戚関係構築のため、そして軍事貴族たる武門平氏の家格上昇とその維持のため、時の院政主である後白河院を継ぐ存在とされた高倉天皇と婚姻した。以上のような目的から、徳子には婚姻の段階から皇位継承者を産むことが求められており、その期待のなか入内後7年を経て安徳を出産するのである。

しかし、国母は単に「産む」機能を果たすのみの存在だった訳ではない。徳子の生きた12世紀後半は、院政の常態化により幼帝が続出したが、天皇には、幼帝といえども天皇としての役責を全うすることが求められた。国母は、天皇の地位を象徴する場において、所生の天皇を補佐（＝後見、うしろみ）する役割を担った。そのような国母の任務を代表するのが、行幸時における同輿と高御座同座である。天皇が移動の際に利用する輿は、「我朝帝王・皇后・斎王之外無乗輿人」²とあるように、対象を天皇・皇后・斎王（伊勢斎宮・賀茂斎院）のみとする厳格な使用規制があった。そして高御座とは天皇玉座をいう。国母は、本来は天皇のみしか座し得ない場に同座して、息子である幼帝の扶持を行ったのである³。

以上のような公的空間・儀式における扶助を必要とするような幼帝であれば、必然的に日々ともに起居し、その日常生活を支える存在が必須となる。しかし、院政期の国母は、現代社会であれば多くは生母が担い、母役割の基幹部分を占めるであろうこうした日常的な奉仕を行わなかった⁴。それを担ったのが、次に述べる乳母である。

第二節 乳母

安徳の乳母を務めたのは、平時忠の妻である「帥佐」藤原領子と、清盛の盟友である藤原邦綱の女で清盛息重衡の妻となった「大納言佐」藤原輔子である⁵。加えて、安徳誕生以前に死去したため、最終的には乳母となることはなかったが、清盛妻時子の妹で、清盛息宗盛の妻であった「中納言三位」平清子が、当初は安徳乳母になることが予定されていた⁶。系図をみれば一目瞭然であるが、安徳乳母は全て平氏一門の近親から選出されていることが分かる。

これら乳母の果たした役割として第一に想起されるのは、文字通り「乳」を与える「母」として、新生児に授乳する役であろう。しかし、現実には乳母は必ずしも授乳を必須としない。以下は、安徳誕生時の史料である。

奉切御臍緒、先御産成了、即差小属安倍資忠（中略）、遣^(ママ)切生気方（東）河竹、即持参（中略）、亮重衡朝臣取之、参御前、作竹刀（中略）、進之、洞院局（＝領子）（大夫室）以練糸奉結御臍（中略）、内大臣（＝重盛）取竹刀、奉切之（中略）、此後御胞衣至于奉藏之日、皇子御所東方立御几帳、置之、此所不令寄人云々、

此後有御乳付事云々、

伝聞、洞院局奉抱上、以綿纏指、拭去御口中并御舌上血（血多入御口中、不速泣給云々）、又以他綿纏、沾取甘草湯奉含之、又以綿纏、沾取朱蜜奉塗御唇、又以綿沾取牛黄奉含之、次含御乳（件洞院局去六月雖有産事、当时乳汁不出之人也、先例如此、寛弘五年従三位橘徳子奉仕之例歟、承暦大宮、今度可然人不御坐、康和元年母儀、件両度不快、仍今度准寛弘歟）、次御乳人参上（故兵衛大夫通清女、右近将監親房妻、宮母儀二品（＝平時子）家女房也、通清者侍也、親房者故前上野守実房朝臣孫也、父無官六位云々）⁷、

引用史料中にみえるように、領子（史料中では洞院局）は、安徳が生まれる半年ほど前に出産していたが「乳汁」は出なかった。一方の輔子も出産することにはなかったため、両乳母ともに授乳不能であった。実際に安徳に対して授乳をしたのは、「御乳人」と呼ばれる「宮母儀二品（＝平時子）家女房」であった⁸。

このように、乳母＝授乳役とは限らないが、徳子の出産現場に立ち会った領子の働きにみるように、乳母は「血のなかよりおほしたて参らせて」⁹、まさに生まれ落ちた瞬間からその生涯にわたり養君の側近く仕えて養育した。

次は、国母と乳母の、子（養君）に対する対照的な関わり方を示すものである。

御乳母洞院局（＝領子）以女官送書云、御讓位日供御浴如何、答云、以前更不可憚、受禪之後者可用吉日也、

（中略）

頭亮重衡朝臣被來入直廬、被示云、右衛門尉行高可為東宮進物所預之由可仰下之旨、自中宮御方（＝徳子）所被仰也、可仰誰人哉者、可被仰藏人之由答了、件行高故六条摂政（＝近衛基実）内舍人隨身也、御讓位之後雖可加、件預一日可経坊御時之由申云々¹⁰、

高倉から安徳への讓位を間近に控えたこの日、記主である忠親は安徳に関する2つの案件を諮問されている。「御乳母洞院局」領子は、讓位当日に新帝安徳に「御浴」を供するべきか否かについて問うている。一方、「中宮御方」徳子は右衛門尉行高なる人物を「東宮進物所預」に任じるよう仰下している。乳母領子が入浴といった日常のかつ身体に密着した事項について差配するのに対し、国母徳子は、東宮家政機関の人事を指示している。つまり、国母も乳母も天皇を後見するのだが、国母がオフィシャルな側面の補佐を、そして乳母がプライベートなケアを担うというように、それぞれが分担する領域は異なっていた。

第三節 准母

次に、第三の「母」である准母について。安徳天皇には、結果的に実現せず未遂に終わったものも含めると4人の准母擁立計画があった。具体的には、松殿基房北政所藤原忠子・近衛基実女近衛通子・近衛基通室平完子・後白河院皇女亮子の四者である。もともとこの「准母」は、「母儀に准ずる」¹¹から発生した言葉で、その役割は「母儀」＝国母の代替ということになる。

それでは、なぜ国母徳子のほかにその代替者たる准母が必要とされたのか。ここで改めて国母の果たすべき機能を想起されたい。第一節で指摘したように、国母は同輿や高御座同座に代表される幼帝の行う公務や儀式の後見を担った。そして、その任を務めるときは当然のことながら天皇とともにあらねばならない。しかし、そうした本来国母が果たすべき機能を遂行する上で、院政期の国母はジレンマを抱えるようになっていた。

それは、当該期の院政という政治構造そのものに起因する。院政においては譲位が前提であり、父院は天皇から院へと身位が変化するが、それに連動して、国母も后位から女院へ地位変化を遂げる。さきにもたように「帝王・皇后・斎王」のみが同輿し得たことを考えると、国母に対する院号宣下は、同輿資格の喪失につながった。

また、譲位は、父院・国母・天皇の居住形態にも影響を及ぼすこととなった。安徳即位式を前に、後白河院皇女亮子が准母候補として提案されたとき、「母后幼主須被同居也、而偏弃射山、寓直禁省之条、於事似無便宜」¹² ことが、准母擁立の理由として挙げられている。即ち、「母后」徳子が「幼主」安徳と同居することによって、夫である「射山」高倉と別居する事態が生じることが問題視され、徳子に代わり内裏にて安徳と同居し、同輿に備える人材が求められたのである。内裏は天皇の空間である。ひとたび譲位すれば、前天皇である院は内裏から退去し、父院と子息の天皇は別居する。そのため、国母が天皇の後見という務めに忠実であろうと子の天皇と同居すれば、夫である院との別居は不可避となる。譲位・院政の常態化が、国母に「子の母として生きるか、夫の妻として生きるか」という矛盾を生ぜしめたといえ、その矛盾解決のために、国母の代替者としての准母が必要とされたのである。准母という新たな「母」は、院政の成立と表裏の関係でもたらされたものであるといえよう¹³。

以上のように、准母は、国母の代替者としての任を果たすべく設定されたが、先に指摘したように、安徳天皇には未遂も含め4人の准母擁立計画があった。国母の任務代行ということならば、死去などの理由が生じない限り、同一人物が継続してその任にあたれば事足りる。頻繁な准母の変更は、准母の擁立が、

単に国母の代理を担う目的でのみなされたのではなかったことを示している。そこで、次章では、安徳の准母に関して、いつ・誰が准母となるのか時系列に沿って検討することによって、准母のもつ政治的な意味について考察していくことにしたい。

第二章 安徳天皇准母にみる治承～寿永の政局

本章では、安徳天皇の4人の准母を政治史の上に位置付けることを目的とする。以前、院政期における准母について検討した際には、院政期准母の本質を顕著に示す通子・亮子の2事例を対比させつつ論じたが¹⁴、その他事例も合わせて安徳准母の変遷を検討することで、当該期の政権中枢の動向をより明確にすることができると考えるので、前稿で扱わなかった忠子を中心に再論することにした。

第一節 治承3年クーデター以前—松殿基房北政所藤原忠子—

治承2年(1178)11月12日、安徳が誕生する。清盛と後白河をつなぐ建春門院の死後¹⁵、後白河が自身の皇子を高倉の猶子にしようと画策するなど¹⁶、清盛・後白河双方にとって高倉の「次」をめぐる構想が交錯する中での、清盛および平氏一門にとって愁眉の皇子誕生であった。早くも誕生の翌月には清盛が福原から上洛して立太子を要請し、年内の立太子が実現することとなる¹⁷。

しかし、安徳の立太子は、清盛側の論理の上では自明でも、後白河側にとっては容易に受け入れ難いもののはずであった。安徳の立太子とその後の即位が、清盛に天皇外祖父の地位をもたらし、その地位を前提とした政権参与を確固なものにするのに対して、後白河にとっては、逆に自身を政権中枢から放逐する決定打となりかねない(実際にのちに治承3年クーデタとして現実のものとなる)からである。

とはいえ、この段階では現天皇である高倉の唯一の皇子であり、後白河の直系の孫でもある安徳を超える人材がない以上、客観的な状況から立太子自体を止めることは難しかった。先行研究は、こうした安徳立太子に対する後白河

の葛藤について触れないが¹⁸、果たして彼はこのとき平家の血を引く皇子の立太子を許し、清盛による権力掌握が進展するのをただ座視するのみであったのだろうか。

そこで検証してみたいのが、立太子が果たされた直後の安徳准母をめぐる一つの動きである。関連史料を掲げる。

(a) 『玉葉』 治承2年12月30日条

伝聞、関白室 (= 忠子) 可参東宮 (= 安徳)、即可候入内御車後之由、前相国 (= 忠雅) 結構事、一定之間、忽以停止、去廿八日行啓、只御乳母時忠卿室 (= 領子)、候御車云々、此事素太見苦事也、世間人彈指云々、而忽停止之条、子細不審、或人云、時忠卿厭却云々、凡古来未聞執政之室為乳母之例、而棄身諛權勢之間、自然其事停止、是氏大明神冥鑑歟、雖末代墮家棄名事、能可有用心事歟、

(b-1) 『玉葉』 治承3年2月7日条

又関白室、来十日可被参東宮云々、是自去年有風聞事也、

(b-2) 『玉葉』 治承3年2月10日条

此夜関白室参東宮、殿上人・諸大夫多以前驅、出車二両〈檳榔毛云々〉、委可尋記、後聞亥刻関白室参東宮、(中略) 参入之後、不經幾程退出、有牽出物〈琵琶一面、兼雅卿取之、前驅季佐受取之〉、執政室、為乳母之例、古今未有、隨時宜被起始例歟、誠是可謂順時務、賢哉々々、竊以可彈指、

(b-3) 『山槐記』 治承3年2月10日条

今夜北政所可令参内給、即可被仰輦車也、(中略) 春宮大夫 (= 兼雅) 被候御車寄、予 (= 忠親)・三位中将 (= 隆忠) 昇中宮殿上方、中宮御方女房一人〈帥局、宮御姨母、近習人也〉被参御車寄、北政所令参中宮晝御座給、中宮有御対面云々、又東宮有御対面、御乳母洞院局〈大理室〉奉抱、良久有御対面、(中略) 先例非准后之女人被聽輦車事、多后宮母儀也、京極北政所・法性寺北政所・宇治左府室家等也、今度無其儀有此事、希代事歟、可有東宮御養母之儀云々、

治承2年12月28日、晴れて東宮となった安徳が初めて入内することとなっ

た。その際、「関白室」忠子が安徳の車に同乗するという計画が持ち上がり、一度は「一定」したものの頓挫する。結局このとき安徳と同乗したのは「御乳母時忠卿室」であった。しかし、明けて2月、忠子は輦車の宣旨を下された上で参内し、中宮徳子および安徳との対面を果たしたという。

まず、史料上「乳母」とも「御養母」ともみえる忠子の地位を確定しておきたい。第一章で触れたように、養君と同宿し現実的な養育を行う乳母の職掌から考えれば、関白北政所である忠子が、誕生間もない新生児で養育を必須とする安徳の乳母を務めることは考えにくい。実際に（b-2）にみえるように、忠子は安徳との対面を果たした後、早々に内裏を退出しており、その関係は儀礼的である。また、（b-3）で、忠子の叔父で最も近いミウチ関係にある忠親（忠雅弟）が、「御乳母洞院局」とは区別して忠子を「東宮御養母」と称していることから、忠子は安徳「御養母」=准母であったと考えられる¹⁹。安徳と忠子の「母」-子関係について、兼実「執政室」たるものを乳母となすなどもつてのほかと憤懣やるかたない思いを吐露しているが、まさに兼実が慨嘆するように、関白北政所という格からいって、このとき忠子には安徳「御養母」としての処遇が模索されたと考えられる。安徳「乳母」とすることは、兼実の誤認であろう。

それでは、忠子の准母擁立は誰によって推進されたのか。この点については（a）に「前相国結構」と明記されており、忠子父花山院忠雅が計らったことが分かる。近年、松蘭斎氏は、花山院流と松殿基房の結合について注目される中で（a）に触れ、忠雅が「摂関の北政所に天皇の乳母的な役を演じさせようとしたのは」「未来の天皇に近侍させようという思惑から」であり、「基房との関係を梃子にさらに権力の中樞に楔を打とう」とした忠雅の政治的野心について指摘されている²⁰。以上のような忠雅の思惑と、忠子を介した基房と岳父忠雅の提携があったこと自体に異論はない。しかし、この准母擁立という事象を、それ単体でみるのではなく、安徳の立太子と関連付けて問い直してみたい。というのは、実は、忠雅の「結構」はこのときのみに限られるのではなく、立太子に至る過程でも発現しているからである。

(c) 『玉葉』 治承2年11月30日条

文聞、博陸 (=基房) 及前太相国 (=忠雅) 参院、有立太子内議、時忠卿 (中宮大夫)・光雅 (奉行職事) 等参候、又大外記兩人在憲朝臣等応召云々、前相国予参、是何料哉、未得其意、此日進發宇佐使左衛門權佐親雅云々、内議可尋記也、

(d) 『玉葉』 治承2年12月15日条

此日有册命立太子事 (中略)、依康和五年 (鳥羽院一歳立之)・仁安元年 (当今六歳立之) 等佳例、有沙汰云々、奉行職事、藏人右少弁光雅、院方隆季卿并内藏頭經房朝臣 (右中弁)、本宮中宮大夫時忠・左衛門權佐光長 (被補親王家司了) 等也、又関白 (=基房) 殊被与其事、其外前太政大臣忠雅公、万事口入云々、東宮事、殊被忌前官之人々、忠雅何故預此儀哉、未知其故、人以為奇云々、法皇 (=後白河) 今旦 (卯刻) 渡御六波羅第 (中宮 (=徳子)・今宮 (=安徳) 同居、即可為東宮御所、中宮御産所也)、公卿直衣、殿上人衣冠云々、予於法皇三条烏丸宮可有立坊、依康和・仁安例、当日早旦可有晴御幸之由風聞、而尚於六波羅可被行之由、禅門 (=清盛) 計申、

安徳立太子当日について記す (d) によれば、ことさら関白基房が立太子に関与したこと、さらに前官であるにもかかわらず、忠雅が「万事口入」を行ったことが非難されているが、(c) によれば、そうした両者の関与は、既に院御所における「立太子内議」の段階から取り沙汰されていたことが知られるのである。

安徳立太子に関しては、11月26日の清盛の申請から翌月15日の立太子と、あまりにも「卒爾」な展開ゆえに非難を浴びたが²¹、逆に、その「卒爾」な立太子を実現させ得たという点で、最終的には万事清盛の思うがままに事が運ばれていったかに見える。しかし、例えば、立太子の儀は六波羅第でとりおこなわれたが、(d) にみえるように後白河は「法皇三条烏丸宮」での開催を主張していたらしい。また、東宮傳の人事に関しても、清盛は兼実を推しているとの噂があったが、後白河の意向は当初重盛にあった²²。このように、後白河と清

盛との間では立太子をめぐって相当な駆け引きがあり、立太子が避けられない状況に置かれた後白河が、それでもなお安徳に対していかに自身の影響力を及ぼし得るかに腐心していたことが分かる。そして、こうした清盛との拮抗を下支えしていたのが、基房とさらにその基房が提携する忠雅であった。

そのように考えると、安徳立太子直後に表面化した忠子の准母擁立は、ただ忠雅が自家の勢力伸長のために自身の女をねじ込んだものとみるべきではなく、後白河と関白基房そして関白舅である忠雅の三者協業の下、安徳の位置付けをめぐって行われた一手だったのではないだろうか。

ここで忠子という人選について付言しておきたい。このとき忠子が選定された理由は、もちろん基房と忠雅の結節点に位置する人物であったということが第一である。加えて、忠子の帯びる「北政所」という地位も重要な要件であったと思われる。それは、王家に次ぐ最高の家格を誇る摂関家正妻という尊貴さが求められたこともあるが、そのこと以上に、この准母擁立の目的が対平氏政策としてなされたという点において意味を持っていた。例えていうなら、後白河は清盛に「意趣返し」したのではないかということである。

周知のように、清盛が王家と直接的な関係を持つようになった端緒は、清盛妻時子の妹である建春門院滋子と後白河の間に高倉が誕生したことにさかのぼる。そして、清盛はその高倉に対して准母関係の設定を行っていた。高倉の准母は、清盛女で近衛基実北政所の盛子である²³。清盛および平氏が、摂関家との関係、就中盛子の存在を梃子に、当該期の政治構造における正当な位置付けを獲得したことが指摘されて久しい²⁴。清盛は、近衛基実との婚姻によって盛子を摂関家北政所となし、さらにその盛子を義妹所生の高倉とのさらなる関係強化のために准母としていた²⁵。後白河は、そうした清盛の手法を逆にとり、安徳に対して「摂関家北政所」である忠子を充てたのではないだろうか²⁶。後白河は、かつて清盛自身が採用したやり口であるがゆえに彼がもっとも反論しにくい人選を行うことで、平氏待望の皇子である安徳に影響力を及ぼすことを図ったのである。

第二節 治承3年政変後—近衛基実女通子・近衛基通北政所平完子—

前節で検討したように、立太子した安徳の准母には基房北政所忠子が立った。しかし、前掲史料(a)に「時忠卿厭却」とみえるように、既に擁立の時点から平氏側の抵抗があったことは想像に難くない。その後、忠子が安徳准母としての働きをした明証がないことから判断すると、この准母関係は有効に機能していなかった可能性が高い。

そうした状況の下、6月には先に触れた高倉准母の清盛女盛子、7月には清盛と後白河の最後の「緩衝帯」²⁷であった重盛が死去したことにより、両者の対立は激化し、治承3年11月クーデタが勃発する。結果、松殿基房から近衛基通への摂関変更、後白河の鳥羽殿幽閉に次いで、治承4年(1180)2月、高倉から安徳への譲位が行われ、高倉院政が開始された。この時期は、徳子が即位式において安徳と高御座に昇り²⁸、行幸の際には同輿するなど²⁹、徳子が国母として安徳の後見を担っている。

しかし、「福原遷都」を経て、高倉の病状が悪化する12月以降、徳子への院号宣下と併行して安徳准母が検討され始める。その俎上に載せられたのが、近衛基実女で新摂政基通異母姉妹である通子であった³⁰。通子が准母に決定するまでの経緯は以下のとおりである。

(e) 『玉葉』 治承4年12月19日条

伝聞、来廿五日中宮(=徳子)可有院号事、廿六日故摂政殿(=基実)姫君(顯輔卿外孫)、蒙准后宣旨、即可有入内、中宮院号之後、可被常住上皇宮、仍無人于同輿之間、忽此沙汰出来、即可為中宮之養子云々、

(f) 『山槐記』 治承4年12月24日条

大理(時忠)被談云、(中略)又曰、准后事已以改定了、故六条摂政(=基実)女子(母故顯輔卿女、号六条殿)准母儀、蒙准后宣旨、可被候禁裏、先日有沙汰、是中宮(=徳子)可有院号之故也、彼姫君可有同輿也、而依叔父大弐入道(重家)薨、去廿五日准后延引、其後自中宮被申云、摂政北方(=完子)者我弟、帝姨母也、其寄傍重、彼人准后若可然哉、先例有相似事哉、仍被尋例、鷹司殿(=源倫子)為帝祖母、是為姨母、事趣相似云々、

仍昨日忽以改定、幸歎不幸歎、

(g) 『玉葉』 治承5年2月17日条

此夜、行幸頼盛卿八条亭、先是、故摂政姫君〈生年十九〉密々入内、即同輿云々、我朝非后位之人、無同輿之例、然而被下准后宣旨之後、可有同輿之由、有過日之沙汰、忽立后不可叶之故也、事弥倉卒、仍准后宣旨猶以不被下歎、每事只有議、而無始終、不能左右事也、後聞參内之後、有准后宣旨云々、

院号宣下後、高倉院御所に常住する徳子に代わり、「故摂政殿姫君」である通子が准后宣旨を賜って入内し、安徳との同輿に備えることが検討されている(e)。そのさなか、折あしく通子の叔父重家が死去したことにより、通子准后宣下は(徳子院号宣下とともに)延引されることになった。ところが、ここで「中宮」徳子が、通子に代わり自身の妹である「摂政北方」完子という代替案を出したことで、安徳准母は「昨日忽以改定」されたという(f)。但し、最終的には、明けて治承5年(1181)正月8日の従三位叙位を経て³¹、2月17日に通子は准三后を宣下され、安徳の行幸に従い同輿している(g)。

徳子の院号宣下と高倉との同居という事態に伴い、国母徳子に代わり安徳との同輿を務めるべく選定されたのは、近衛基実女の通子であった。そして服喪により通子の擁立が暗礁に乗り上げたときに候補として挙げたのも、やはり近衛家に属する基通北政所完子であった³²。安徳の准母選定に関する平氏の方針は一貫している。その根底には、基実・基通と続く長年の近衛家との関係性があった。通子は、安徳を後見する平氏と近衛家の提携の象徴であった。

第三節 清盛没後—後白河皇女亮子—

通子の准母擁立直後、治承5年閏2月4日に清盛が死去したことにより、平氏が国政を領導する「平氏政権」は瓦解する。主導権回復にむけた動きを進める後白河は、清盛の置き土産である安徳に対する処遇にも着手していく。4月10日、安徳は頼盛の八条第から閑院に行幸した。これは、「安徳天皇と国政の主導権を、平氏の完全な『独占』体制のもとから切り離して後白河院政のもと

にとり込みつつ、公事を復活するという政治的狙いをもっていたもの³³であり、平氏と安徳の関係にくさびを打つ目的で行われた。なお、このときの同輿は通子によって担われており³⁴、この段階ではまだ「平氏政権」下で設定された准母の改定には及んでいない。

それがいよいよ実行されるのは、寿永元年（1182）に入り、これまで延期されていた安徳天皇の大嘗会が日程に上り始めるさなかであった。

(h) 『玉葉』 寿永元年7月6日条

藏人兵部権少輔定長為院御使来、余招簾前謁之、伝仰旨云、大嘗会御禊、同輿之料、前齋宮（=亮子）可有立后〈院御女〉、而今月難叶、8月例無近例如何、

「院御使」として兼実のもとを訪れた定長は、大嘗会御禊における同輿のため「前齋宮」亮子を立后させること、そしてその時期について諮問している。同年3月の段階では通子が内裏にいたことが確認でき³⁵、単に同輿するという機能面での必要性を満たすだけならば、引き続き通子とその任を果たせばよいはずである。

しかし、結果的に、このあと安徳准母は通子から亮子に変更される。後白河があえて通子に代えてここで亮子の准母立后に踏み切ったのは、その契機としての大嘗会という儀式のもつ性格によるのではないか。

改めて、大嘗会とは天皇一世一代の大礼であり、数ある即位関連儀式的掉尾を飾るもっとも重要な儀礼であった。それゆえ、かつて清盛も「福原遷都」に実質を与えるために、福原における大嘗会実施に最後までこだわったのである³⁶。大嘗会は、天皇としての地位を表示する別格の儀礼であった。後白河は、その大嘗会に臨む安徳に対し、准母として自らの皇女亮子を据えることで、安徳が「平氏系皇統」の系譜上に位置するのではなく、「後白河皇統」の天皇となったことを明示しようと試みたのである。

以上、安徳の4人の准母について検討した。天皇准母は、高御座での同座や行幸時における同輿など、本来国母が果たすべき公の儀式における後見を代替したが、めまぐるしい安徳准母の変遷は、准母が幼帝の後見という機能的役割

を果たす目的でのみ設定されたのではないことをよく示しているのである。

おわりに

以上、安徳天皇の「母」を事例に、国母・乳母・准母という多様な「母」とそれぞれの「母」が果たした役割について指摘した。これまで論じた内容を整理することで本稿の結びとしたい。

院政期王家において、天皇を産み・育て・後見するという母役割は、複数の人間によって分担されていた。なかでも准母は、院政と不可分の関係で生まれた「母」である。譲位した天皇が父祖として新天皇を後見する院政の成立は、天皇の生母であり、かつ院の正妻でもある国母に「子の母として生きるか、夫の妻として生きるか」という二択をせまることとなった。そうした国母の抱えた矛盾を解決するために発生したのが、准母という新たな「母」である。准母は、公的空間や儀式において天皇を後見するという国母の機能を代替したのである。

准母が公の場において天皇を扶助する姿は、天皇の後見者としての立場を視覚的に表示するものであった。それゆえに、誰が天皇の准母を務めるのかという人選は大きな意味をもった。後天的に設定可能な「母」である准母は、天皇との系譜関係を、生得的なものからあり得べき関係に後付け変更することができる。安徳に対する頻繁な准母の設定と変更は、まさに安徳の位置付けをめぐる後白河院と清盛の抗争の表れであった。つまり、准母には、国母の代替という機能的役割のみにとどまらず、誰が天皇の後見主体であるかを明示する象徴的な機能があった。准母をはじめとする中世における多様な「母」の在り方は、院政期社会が、就中当該期の院政という政治構造が生み出したものであるといえよう。

【注】

- 1 野村育世「女院論」（『家族史としての女院論』第六章、校倉書房、2006年。1989年の初出論文を改稿）。

- 2 『中右記』 嘉承2年(1107)閏10月9日条。
- 3 国母の高御座同座については、末松剛「即位式における摂関と母后の高御座登壇」(『平安宮廷の儀礼文化』第一部第一章、吉川弘文館、2010年)参照。
- 4 例えば、近衛天皇とその国母美福門院は別居しており、年に数回会う程度であったという(佐伯智広「鳥羽院政期王家と皇位継承」『中世前期の政治構造と王家』第二部第一章、東京大学出版会、2015年。初出は2012年)。
- 5 安徳天皇の2人の乳母については、拙稿「大納言佐という人—安徳乳母の入水未遂をめぐる—」(『国語と国文学』86-12、2009年)参照。
- 6 宗盛妻清子については、高松百香「平宗盛の妻」(細川涼一編『生・成長・老い・死』〈生活と文化の歴史学七〉、竹林舎、2016年)参照。
- 7 『山槐記』 治承2年(1178)11月12日条。引用史料中〈 〉は割注を、()は筆者注を示す。以下同じ。
- 8 乳母・御乳人については、吉海直人『平安朝の乳母達』(世界思想社、1995年)に詳しい。
- 9 『平家物語』 卷12、六代。
- 10 『山槐記』 治承4年(1180)2月19日条。
- 11 『山槐記』 治承4年12月24日条。准母という語の用例については、山田彩起子「天皇准母内親王に関する一考察」(『中世前期女性院宮の研究』第三章、思文閣出版、2010年。初出は2003年)参照。
- 12 『玉葉』 治承4年3月11日条。
- 13 准母(准母立后)成立の背景について、詳細は、拙稿「准母立后制にみる中世前期の王家」(『中世王家の成立と院政』第一部第三章、吉川弘文館、2012年。初出は2001年)参照のこと。なお、父院と国母の同居如何が、天皇との同興者(准母)選定の問題を生ぜしめたことについては、平藤幸氏の指摘がある(平藤幸「幼帝安徳の同興者—母后と准母と乳母をめぐる—」(佐伯真一編『中世の軍記物語と歴史叙述』、竹林舎、2011年)。
- 14 注13拙稿。
- 15 拙稿「院政期における国母の政治的役割」(注13書第三部第一章、初出は2002年)参照。
- 16 『玉葉』 安元2年(1176)10月29日条。
- 17 『玉葉』 治承2年11月28~30日条。
- 18 上横手雅敬・田中文英・元木泰雄・高橋昌明・美川圭の諸氏らに代表される先行研究では、安徳の誕生・立太子前後の時期における清盛と後白河の対立激化については論じるが、立太子そのものに対する後白河の姿勢や対応について触れるものはない。上横手「平氏政権の諸段階」(安田元久先生退任記念論集刊行委員会編『中世

日本の諸相』上巻、吉川弘文館、1989年。530頁)、田中「高倉親政・院政と平氏政権」(『平氏政権の研究』第六章、思文閣出版、1994年)、元木 a 「後白河院と平氏」(『院政期政治史研究』第九章、思文閣出版、1996年。初出は1992年。308～309頁)、同 b 『平清盛と後白河院』(角川学芸出版、2012年。165～166頁)、高橋『平清盛 福原の夢』(講談社、2007年。178～180頁)、美川『後白河天皇』(ミネルヴァ書房、2015年。114頁)など。

なお、安徳の立太子に対する後白河の反応について、安田元久氏は「法皇としても、この立太子そのものに異論はなかった」とし(『後白河上皇』、吉川弘文館、1986年。123頁)、また、元木泰雄氏も、別稿では「徳子の皇子出産に対する期待は、清盛はもちろん、高倉や、自身の皇統を安定させたい後白河の間にも高まっていた」あるいは「新皇子の生誕によって(中略)後白河にしてみれば、清盛との軋轢なく高倉から幼主への交代も可能となった。それは、かつての白河院以来の自身の皇孫の即位実現を意味した。非正統の王権は、三代の皇位を経て安定、確立するはずであった」(『平清盛の闘い』角川書店、2001年。120～121頁)とされており、後白河が安徳の立太子を許容していた(または望ましいものにとらえていた)とみなす見解もある。

- 19 平藤注13論文も当該史料を検討されている。以前、平藤氏による史料(a)の解釈について触れた際には(注13拙稿【付記】)、『玉葉』における表現に則して忠子の地位を乳母としていたが、本文で述べた理由により、准母とするのが妥当だと考えるに至った。それ以外の史料解釈について変更はない。
- 20 松園齋「治承3年のクーデターと貴族社会—花山院流と藤原基房—」(『愛知学院大学人間文化研究所紀要 人間文化』23号、2008年)。
- 21 『玉葉』治承2年11月28日条、12月15日条。
- 22 『玉葉』治承2年12月6日条。最終的に重盛は辞退し、重盛が推薦した経宗が任じられる。
- 23 『山槐記』治承3年(1179)6月17日・20日条。
- 24 撰関家継承における北政所盛子の果たした役割、および盛子を介した「撰関家大殿」としての清盛の位置については、樋口健太郎「平安末期撰関家の『家』と平氏—白河殿盛子による『家』の伝領をめぐる—」(『中世撰関家の家と権力』第二部第四章、校倉書房、2011年。初出は2004年)に詳しい。
- 25 平盛子の高倉准母擁立については、田中注18論文および注13拙稿参照。
- 26 以前、筆者は注13論文で、准母には新天皇がいかなる皇統に属するのか、新天皇の権威が奈辺にあるのかを明示する機能があると論じた。後白河とのより直接的な関係性明示を優先するのであれば、後年安徳の准母に擁立される後白河皇女亮子内親王の方がふさわしく、なぜこの段階では亮子を擁立しなかったのかという疑問が生

じる。その点に関しては、治承2年段階における後白河の現実には有した力を踏まえる必要があるのではないか。いわゆる「鹿ヶ谷事件」以後、近臣集団を撲滅された後白河の権力は相当に抑制されており、基房（および忠雅）との提携を前提とする必要性が大きかったのではないだろうか。

- 27 元木注18b書。
- 28 『山槐記』『吉記』治承4年4月22日条。
- 29 『玉葉』治承4年4月9日条、『山槐記』同年5月22日条など。平藤注19論文【安徳天皇行幸・移動表】に同興者を載せる。
- 30 通子の准母擁立、および中宮徳子による完子代替案の提起については、注13、15拙稿も参照のこと。
- 31 『玉葉』治承5年（1181）正月8日条。
- 32 安徳の准母としては、通子以上に、現摂政北政所であり清盛女でもある完子の方がより適任であるかに思われるが、完子ではなく第一に通子が挙がり、准母となった理由については不明である。
- 33 上横手・田中注18論文。なお、この八条第から閑院への遷幸が決定される過程で、国母徳子が宗盛とともに平氏側の代表として交渉にあたったことについては、注15拙稿参照。
- 34 『吉記』治承5年4月10日条。
- 35 『玉葉』養和2年3月19日条。少将となった九条良経は、参内して安徳に拝賀したあと、「准后方」＝通子在所に向かっている。
- 36 高橋昌明「福原遷都をめぐる政治」（『平家と六波羅幕府』第一部第二章、東京大学出版会、2013年。初出は2006年）、高橋注18書。

〔付記〕

本稿は、第2回女性学研究会（2017年9月29日、於神戸女学院大学）における口頭報告をもとに成稿した。報告時に貴重なご意見を賜った方々に記してお礼申し上げる。

【安徳の「母」年表】

治承2年(1178)

- 5月24日 徳子懐妊発覚
- 6月25日 時忠室領子(帥佐)男子出産
- 6月28日 徳子着帯
- 閏6月11日 基通室完子女子出産
- 7月16日 宗盛室(中納言三位)没
- 11月12日 安徳誕生
- 12月15日 安徳立太子
- 12月30日 松殿基房室忠子入内プラン

←准母①

治承3年(1179)

- 1月6日 安徳五十日儀
- 2月10日 松殿基房室忠子入内
- 11月14日 治承3年11月クーデタ

←准母①

治承4年(1180)

- 2月21日 高倉讓位、安徳踐祚
- 2月22日 徳子、内裏→閑院行啓
- 3月4日 高倉・徳子、土御門殿御幸
- 3月11日 高倉、亮子内裏祇候を提案(未遂)
- 3月16日 徳子、新院御所→内裏(五条殿)
- 4月9日 安徳、五条殿→大内、徳子同興
- 4月16日 徳子、大内→新院御所(八条二品亭)
- 4月21日 徳子、新院御所→大内
- 4月22日 安徳即位式、徳子高御座同座
- 4月27日 徳子、大内→新院御所
- 5月10日 徳子、新院御所(八条櫛笥)→大内
- 5月14日 後白河、鳥羽殿→八条坊門南烏丸西亭
- 5月15日 以仁王の乱勃発(治承・寿永の内乱)
- 5月22日 安徳、大内→八条坊門櫛笥二品亭、徳子同興
- 6月2日 福原遷都
- 8月19日 時忠室領子(帥佐)男子出産
- 10月17日 高倉・徳子同居
- 11月11日 安徳、新内裏へ行幸、徳子同興
- 11月24日 平安京遷都、徳子同興

←准母②

12月4日 後白河・高倉同居、松殿基房を備前から召還

12月13日 徳子、内裏→新院御所

12月19日 徳子、院号宣下案浮上

12月25日 徳子、院号宣下（未遂→明春へ）

近衛通子、母儀に准じ准后（未遂、叔父重家死去による）

←准母③

徳子、近衛基通室完子の准后を打診

←准母④

治承5年（=養和元年、1181）

1月8日 通子、従三位

1月13日 高倉崩御後、徳子を後白河後宮に入れるプラン浮上（未遂）

1月14日 高倉没

1月29日 通子、2月11日入内案

2月11日 通子入内延引、2月17日入内案

2月17日 安德、八条亭行幸、通子、入内・准三后・同興

←准母③

閏2月4日 清盛没

4月4日 徳子、4月9日院号宣下案（未遂）

4月10日 安德、閑院行幸、通子同興

6月6日 徳子院号宣下日程を在宅諮問（経宗）

7月12日 徳子院号宣下日程を在宅諮問（兼実）

11月3日 通子、入内以降初めて里亭に退出（→7日入内）

11月20日 徳子、11月25日院号宣下案

11月25日 徳子、院号宣下、後白河臨幸

11月28日 通子、内裏にあり

12月13日 徳子入内

養和2年（=寿永元年、1182）

3月19日 通子、内裏にあり

7月6日 亮子立后案（院御使）

8月2日 亮子立后案（院御使）

8月14日 亮子、立后

←准母②

10月21日 大嘗会御禊

10月24日 大嘗会

12月20日 後白河・上西門院・八条院・亮子同宿

寿永2年（1183）

1月27日 後白河・亮子同宿

7月25日 平家都落ち